

大分市自治基本条例検討委員会
第8回市政運営部会

平成22年8月20日(金) 14時から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の課題等について

(2) その他

第 7 回市政運営部会（7 月 20 日開催）での協議事項

秦副部会長に代わり、足立委員を副部会長に選任した。

「自治とまちづくり」の資料により、「自治」と「まちづくり」の意味について協議を行い、概ねの了解をいただいた。

前文について、4 段落目の「本市の在り方」という表現が何の在り方かが不明であるので、第 1 条の目的にある「市民主体による自治の実現を図る」という言葉にしてはどうかとの意見があった。

「（仮称）大分市自治基本条例 条文案（調整案 1） 資料 1」により条文毎にダブリや削除の協議を行った。

- ・第 13 条 削除する。
- ・第 14 条 主語は今後検討する。
- ・第 21 条 削除の候補とする。
- ・第 22 条 第 2 項は削除する。
- ・第 23 条 第 2 項「横断的な」の語句について、事務局で再検討する。
- ・第 25 条 第 1 項「行政の改善」の語句について、事務局で再検討する。
- ・第 26 条 条文について再度部会で協議する。
- ・第 28 条 削除する。
- ・第 37 条 このままにしておくが、課題等の欄に「市政運営の章に入れるべきかについて検討が必要」を記載する。
- ・第 38 条 章として挙げる必要はない（削除する）が、課題等の欄に「趣旨を生かしながら、どう盛り込めるか」を記載する。
- ・第 39 条 削除する。

第 13 回全体会（7 月 27 日開催）での確認事項

自治とまちづくりについて

各部会において議論をいただいた結果を踏まえ、「自治」に視点をおいた基本条例として、今後は、条文の詳細の調整を行うこととした。

条文の調整案について

各部会で確認した条文調整案 1 について、その考え方を了承し、 の考え方と併せて、事務局（法制室）に再調整案を作成させることとした。

前文について

2 名の委員から前文についての対案が出されていることから、理念部会に預け、検討をしていただくこととした。

次回について

第 14 回全体会を 8 月末に行う予定とし、事務局が作成した条文調整案をもとに検討する。また、次回全体会までに部会の開催が必要な部会は、随時開催する。

大分市自治基本条例 条文案（調整案 1 に対して法制室で検討中の案）

* 赤字は今回変更箇所、青字は前回の削除箇所

第 4 章 行政事務運営

~~（市政運営の基本）~~

~~第 1 3 条 市（執行機関）は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。~~

~~2 市（執行機関）は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。~~

（総合計画）

第 1 4 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民**参加の参画**の機会を確保するものとする。

（行政評価）

第 1 5 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。

2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

~~（外部監査）~~

~~第 1 6 条 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。~~

~~2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。~~

（情報公開）

第 1 7 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

（個人情報の保護）

第 1 8 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(行政手続)

第19条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に~~関して共通する~~関する事項を明らかにするものとする。

(条例の制定等の手続)

第20条 市長は、市政~~運営~~に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

~~(法令遵守等)~~

~~第21条 市長等は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。~~

(財政運営)

第22条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

~~2 市（執行機関）は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。~~

(行政組織の編成)

第23条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な~~行政市政~~運営が可能となるよう組織の編成を行う~~ものとする。~~とともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

~~2 市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。~~

(市民提案)

第24条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(権利保護及び苦情対応)

第25条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、~~及び行政の改善を図る~~ため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は、~~行政市政~~運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(政策法務)

第26条 市長等は、~~市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに~~、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

~~2 市長等は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。~~

(危機管理体制の整備等)

第27条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

~~(人材の育成)~~

~~第28条 市（執行機関）は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。~~

第6章 連携及び交流

第37条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

~~第7章 多文化共生~~

~~第38条 市（市民、執行機関及び議会）は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。~~

~~第8章 環境及び景観~~

~~第39条 市（市民、執行機関及び議会）は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。~~